

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター評議員 及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

- 2 前号の額は、やむを得ない場合を除き、最も経済的な通常の経路及び方法において必要となる費用を上限とする。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廢)

第6条 この規程の改廢は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。